

令和 7 年度

青森県原子力立地給付金等交付事業

【公募要領】

（この公募は、令和 7 年度予算の成立を前提に募集の手続きを行うものです。）

《公募締切》

令和 7 年 3 月 1 1 日（火）

《受付期間》

以下の期間内に、郵送（締切日必着）で受け付けます。

令和 7 年 2 月 2 5 日（火）～令和 7 年 3 月 1 1 日（火）

《応募書類送付先および問い合わせ先》

青森県 環境エネルギー部 原子力立地対策課 地域振興グループ

〒030-8570 青森県青森市長島 1 丁目 1 - 1

（電 話）0 1 7 - 7 3 4 - 9 7 3 7

（F A X）0 1 7 - 7 3 4 - 8 2 2 5

（メール）g-richi@pref.aomori.lg.jp

令和 7 年 2 月

青森県

目 次

I. 公募内容

1. 制度の概要
2. 事業内容について
3. 補助対象経費および補助率
4. 事業実施期間
5. 応募資格
6. 公募期間
7. 応募書類の提出について
8. 審査について
9. 補助事業者の義務等
10. その他

II. 事業内容

1. 原子力立地給付金等交付事業の内容
2. 事業スキーム

III. 業務内容

1. 交付申請
2. 新電力（小売電気事業者）対応
3. 第1回概算払（7月～12月）
4. 原子力立地給付金等交付（10月～1月）
5. 変更交付申請（12月～1月）
6. 現地調査（1月～2月）
7. 第2回概算払（2月～3月）
8. 実績報告（3月～4月）
9. 確定検査（4月）
10. 超過補助金の返納（5月）
11. その他

IV. 応募書類様式

- （様式第1号）青森県原子力立地給付金等交付事業 応募書
- （様式第2号）応募者概要
- （様式第3号）事業実施計画書
- （様式第4号）収支計画書

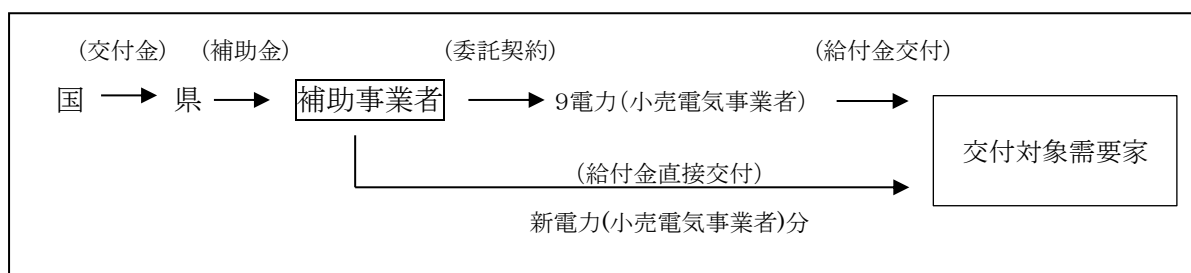
I. 公募内容

1. 制度の概要

(1) 原子力立地給付金等交付事業の概要について

国の電源立地地域対策交付金交付規則等に基づき、原子力発電施設等が立地する市町村及びその周辺地域の振興や福祉の向上を図るため、県が当該地域内において小売電気事業者等から電気の供給を受けている需要家に対して、原子力立地給付金等を交付するものです。

- ・原子力立地給付金等交付事業
〈交付スキーム〉



●用語について

- ・9電力(小売電気事業者) 旧一般電気事業者の9電力会社をいう
- ・新電力(小売電気事業者) 9電力以外の小売電気事業者をいう
- ・小売電気事業者等 9電力(小売電気事業者)及び新電力(小売電気事業者)をいう

(2) 通則

本事業は、次の法令、通達及び交付要綱等の定めにより、実施されるものです。

- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- ・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）
- ・特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）
- ・特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号）
- ・電源立地地域対策交付金交付規則（平成28年文部科学省・経済産業省告示第2号。以下「交付規則」という。）
- ・電源立地地域対策交付金の運用について（令和6年3月22日通達。以下「運用通達」という。）
- ・青森県原子力立地給付金等交付事業費補助金交付要綱（平成16年4月30日施行。以下「交付要綱」という。）
- ・青森県原子力立地給付金等交付事業費補助金交付要領（平成23年4月1日施行。以下「交付要領」という。）

2. 事業内容について

補助事業者は、交付規則、交付要綱等に基づき事業を実施します。

「Ⅱ. 事業内容」及び「Ⅲ. 業務内容」のとおり

3. 補助対象経費および補助率

選択措置名：給付金交付助成措置及び給付金加算等措置

(交付規則第3条第1項第10号及び第11号)

- (1) 原子力立地給付金等 交付実績額 補助率 10/10

(ただし、交付規則、交付要綱及び交付要領に記載されている交付限度額の範囲内かつ県の予算の範囲内とする。)

- (2) 一般事務費（委託費含む） 原子力立地給付金等の額の3.5%以内

・交付事務に要する次の費用

費目	内容
a. 人件費	交付事務に係る職員等の人件費
b. 旅費	業務打合せ、現地調査等の旅費（補助事業者及び委託先の旅費規程による）
c. 会議費	会議室料 等
d. 印刷費	制度PRパンフレット印刷費、その他特別なPR資料印刷費
e. 消耗品費	文房具等、各種書類の印刷等に必要な用紙費（給付金受領書、給付金振込通知書、振込口座確認通知書、給付金交付管理票 等）
f. 通信運搬費・配布手数料	郵便料金、宅配料金、電気事業者がPR資料配布等に関する費用委託契約（検針員・集金員等との委託契約を含む。）
g. 振込・給付金交付手数料	金融機関に支払う振込手数料、郵便振込、郵便振替払出手数料、委託による現金交付手数料 等
h. 事務機・電算機処理費	資料保管料（貸倉庫）・パソコンリース、交付事務に係る電子計算機システムの使用リース料
i. システムプログラム開発費	委託先のプログラム開発等のソフトウェア作成費
j. 諸経費	その他交付事務に必要な経費

- (3) 消費税額の除外について

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、次の①～⑤に掲げる補助事業者にあつては、補助事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- ② 免税事業者である補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である補助事業者
- ④ 消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者
- ⑤ 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

4. 事業実施期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

ただし、事業の性質上、実績報告書の提出が翌年度になることから、実質的に精算事務の完了時までとします。

5. 応募資格

次の(1)～(5)までの全ての条件を満たす民間団体等とします。

- (1) 法人格（内国法人）を有していること。
- (2) 当該補助事業の的確な遂行に必要な組織、能力、知識等を有すること。
- (3) 当該補助事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ補助事業に係る経理について十分な管理能力を有すること。
- (4) 個人情報適切に管理する能力・体制を有し、電気事業者と連携・協力して業務が遂行できる事業者であること。
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用したと認められる者

ウ 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められる者

エ 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められる者

オ 暴力団員と交際していると認められる者

カ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められる者

キ その者又はその支配人（その者が法人の場合にあつては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められる者

6. 公募期間

令和7年2月25日（火）～令和7年3月11日（火）郵送必着

7. 応募書類の提出について

- (1) 下表の「提出書類一覧表」における書類を紙媒体で提出してください。

提出書類の様式は「IV. 応募書類様式」を参照

- (2) 提出された書類に基づき書面審査を行うとともに、必要に応じてヒアリング等を行うこ

とがあります。

なお、審査期間中、必要に応じ追加説明資料を提出していただくことがあります。

- (3) 提出された書類や追加説明資料は返却しません。
- (4) 応募書類の取扱いは厳重に行い、企業秘密保持の観点から応募者の了解なしには応募の内容等の公表は行いません。

< 提出書類一覧表 >

	提出書類	提出部数
申請書類	様式第1号 応募書	正本1部 副本(写し)1部
	様式第2号 応募者概要	正本1部 副本(写し)1部
	様式第3号 事業実施計画書	正本1部 副本(写し)1部
	様式第4号 収支計画書	正本1部 副本(写し)1部
	※「IV. 応募書類様式」のとおり	
添付資料	寄付行為、定款又は商業登記簿謄本	1部
	決算報告書又は財務諸表(過去2年分)	1部
	「会社(事業)案内」(事業概要が確認できるパンフレット等)	1式
	その他参考となる資料	1式

8. 審査について

(1) 審査

審査は原則として応募書類に基づいて行いますが、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

(2) 審査の観点

応募書類の審査は、下記の観点で相対的に評価します。

① 補助事業者の体制、能力等の評価

- (ア) 「5. 応募資格」に記された資格要件を満たしているか。
- (イ) 申請者は当該補助事業を遂行するために必要な能力を有しているか(財務状況、本事業を行うための知識、ノウハウおよび実務経験、情報管理体制等)。
- (ウ) 当該補助事業を円滑に遂行するため、事業規模等に適した実施体制をとっているか。
- (エ) 当該補助事業を実施するのに必要な関係者等とのネットワークを有しているか。

② 事業内容の評価

- (ア) 「IV. 応募書類様式」に示された項目について、不足なく記載されているか。
- (イ) 実施計画書の内容が、交付規則、運用通達、交付要綱及び交付要領等に基づき正しく記載されているか。
- (ウ) 事業の実施方法、実施スケジュールが現実的かつ効率的・効果的に事業を遂行するものとなっているか。 等

(3) 審査結果(採択または不採択)について

審査終了後速やかに申請者あてに通知します。

※ 補助事業者の決定については、令和7年3月下旬を予定

9. 補助事業者の義務等

本補助事業の交付決定を受けた場合は、以下に記載した事項の他、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等の規定を遵守しなければなりません。

- (1) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業を中止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、補助事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の4月30日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- (3) 補助事業者は、補助事業の経費について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿および収支に関する証拠書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければなりません。
- (4) 補助事業終了後の補助金額の確定作業において、帳簿類等の確認が出来ない場合には補助対象外となります。
- (5) 補助事業終了後に会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- (6) 補助事業者が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に違反する行為をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- (7) 補助事業者は、小売電気事業者等から電灯需要家及び電力需要家に関する個人情報等を取得することとなるため、情報管理には特段の注意を払い、補助事業完了後も、情報が漏洩することがないように努めなければなりません。また、補助事業者が保有している各種情報は、補助事業を遂行するために必要な場合を除き、第三者に提供してはなりません。
- (8) 補助事業者は、新電力（小売電気事業者）との間で、電灯需要家及び電力需要家に関する情報の取得に係る内容が記載されている契約を締結した上で、補助事業を実施するよう努めなければなりません。

10. その他

- (1) 令和7年度交付対象地域

三沢市、平内町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、東通村、大間町、風間浦村、佐井村、

- (2) 公募資料作成に係る資料の提供について

公募資料の作成に必要な資料については、可能な限り提供致しますのでご連絡下さい。

- ・ 電源立地制度について（平成28年度版 資源エネルギー庁）
- ・ 交付規則
- ・ 運用通達
- ・ 交付要綱
- ・ 交付要領
- ・ 過去の需要家数等の実績 等

Ⅱ．事業内容

※交付規則、運用通達等に改正があった場合はその改正内容に対応するものとします。

1．原子力立地給付金等交付事業の内容

(1) 概要

国から原子力発電施設等の所在市町村及び隣接等市町村を域内に有する道県に対して、電源立地地域対策交付金が交付され、交付を受けた道県は、この交付金を原子力立地給付金等として、地域の住民・企業（厳密には電気の需要家）に交付する。

原子力立地給付金等交付事業は、補助事業者が県に交付申請を行い、交付決定を受けて事業を実施する。電気の需給契約の内容により、各需要家に交付されるものであることから、補助事業者は、小売電気事業者等に交付事務を委託することを可能としている。

(2) 交付の方法

補助事業者が小売電気事業者等に交付事務を委託した場合、小売電気事業者等は、電気の供給を受ける需要家の電気料金の振替口座と同一の預金口座へ直接振り込み手続を行う。電気料金を口座振替以外で支払いされている需要家については、別に指定された金融機関の口座への振り込み、「郵便振替払出証書」の郵送または現金による交付となる。直接交付の場合も、需要家の金融機関口座への振込み、「郵便振替払出証書」の郵送または現金により交付を行うものとする。

(3) 交付の時期と回数

基準日（１０月１日）の電気の契約内容を確認し、概ね１０月下旬から翌年の３月末日までの間に毎年１回交付する。

(4) 主な交付要件

毎年、基準日（１０月１日）に小売電気事業者等との間で電気の需給契約がある需要家が交付の対象となる。

● 交付対象となる契約種別

① 電灯需要家について

小売電気事業者等から電灯（白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含む。）をいう。以下同じ。）又は小型機器（主として住宅、店舗、事務所等において单相で使用される電灯以外の低圧の電気機器をいう。ただし、急激な電圧の変動等により他の電気の使用者の電灯の使用を妨害し又は妨害する恐れがあり、電灯と併用できないものは除く。以下同じ。）を使用するため低圧で電気の供給を受けている者をいう。

ただし、次の契約は対象から除く。

ア 契約期間が１年未満の需要で、臨時的に電気を使用する契約

イ 公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯又は火災報知機灯、消火栓標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他これに準ずる電灯若しくは小型機器を使用するために電気を使用する契約

ウ 毎日深夜時間帯に限り、電気を使用する契約

エ 毎日一定時間に限り、融雪などのために毎年一定期間に限り、電気を使用する契約（以下「融雪等契約」という。）

オ 電灯又は小型機器を使用する需要で、その総容量が400ボルトアンペア以下である契約（農事用に係る需要を除く。）

カ 原子力発電供用施設の設置者から、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「平成26年改正法」という。）の施行後に原子力発電供用施設の設置者以外の者に承継・譲渡された資産を使用するために電気を使用する契約

② 電力需要家について

低圧で小売電気事業者等から動力（電灯及び小型機器以外の電気機器をいう。）を使用するため電気の供給を受けている者及び融雪等契約であって、旧電気事業法第19条第12項の規定により経済産業大臣に届け出た約款（以下「旧選択約款」という。）のうち交付対象となる契約種別に準じる供給条件により電気の供給を受けている者（以下「低圧電力需要家」という。）並びに高圧又は特別高圧で電気の供給を受けている者をいう。ただし、次の契約は対象から除く。

ア 契約期間が1年未満の需要で、臨時的に電気を使用する契約

イ 需要家の発電施設の検査、補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてる契約

ウ 一般送配電事業者の常時供給設備等の補修又は事故により生じた不足電力の補給にあてるため、予備電線路により電気の供給を受ける契約

エ 毎日深夜時間に限り、電気を使用する契約

オ 高圧電力又は特別高圧電力により小売電気事業者等から電気の供給を受けている交付対象者のうち、電気鉄道の場合で、負荷が移動するために同一送電系統に属する2以上の需給地点において常時電気の供給を受ける需要家の希望により行う一括契約

カ 原子力発電供用施設の設置者から、平成26年改正法の施行後に原子力発電供用施設の設置者以外の者に承継・譲渡された資産を使用するために電気を使用する契約

③ 電力需要家の契約電力の取扱について

電力需要家の契約電力は、託送供給等約款（電気事業法第18条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けたもの又は同条第5項の規定に基づき経済産業大臣に届け出たものをいう。）に定める接続送電サービス契約電力相当とする。ただし、託送供給等約款に定める1年を通じての最大需要電力等が夜間時間に発生する場合の取扱いに準じて電気の供給を受ける者の契約電力は、1年を通じての昼間時間における接続供給電力の最大値相当をいう。

また、電力需要家のうち低圧電力需要家の契約電力は、当該低圧電力需要家が小売電気事業者等と締結した小売供給に関する契約において、契約電力の定めがある場合限り、当該契約電力を用いることができる。

④ 交付対象から除かれる需要家

電気料金の支払債務が帰属する国、独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人、都道府県、地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人、及び原子力発電供用施設の設置者は交付対象から除く。

ア 国の機関

イ 行政執行法人

独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人である7法人。

(国立公文書館など7法人)

ウ 都道府県

エ 特定地方独立行政法人

オ 原子力発電供用施設の設置者

北海道電力株式会社、北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、東京電力フュエル&パワー株式会社、東京電力パワーグリッド株式会社、東京電力エナジーパートナー株式会社、中部電力株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、中部電力ミライズ株式会社、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社、四国電力株式会社、四国電力送配電株式会社、九州電力株式会社、九州電力送配電株式会社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本原燃株式会社、ニュークリア・デベロップメント株式会社、日本核燃料開発株式会社、リサイクル燃料貯蔵株式会社等（原子力発電供用施設の設置者であって、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営む者たる法人について、平成26年改正法の施行後に分割があった場合には、当該分割により小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を承継した法人は、当該分割に係るいずれかの者が原子力発電供用施設の設置者であるときは、いずれも引き続き原子力発電供用施設の設置者であるものとみなす。）。

(5) 交付金額の算定方法

その地域に所在する原子力発電供用施設の出力規模等によって算出された給付金単価が適用される。

○電灯需要家の場合（一契約当たり）

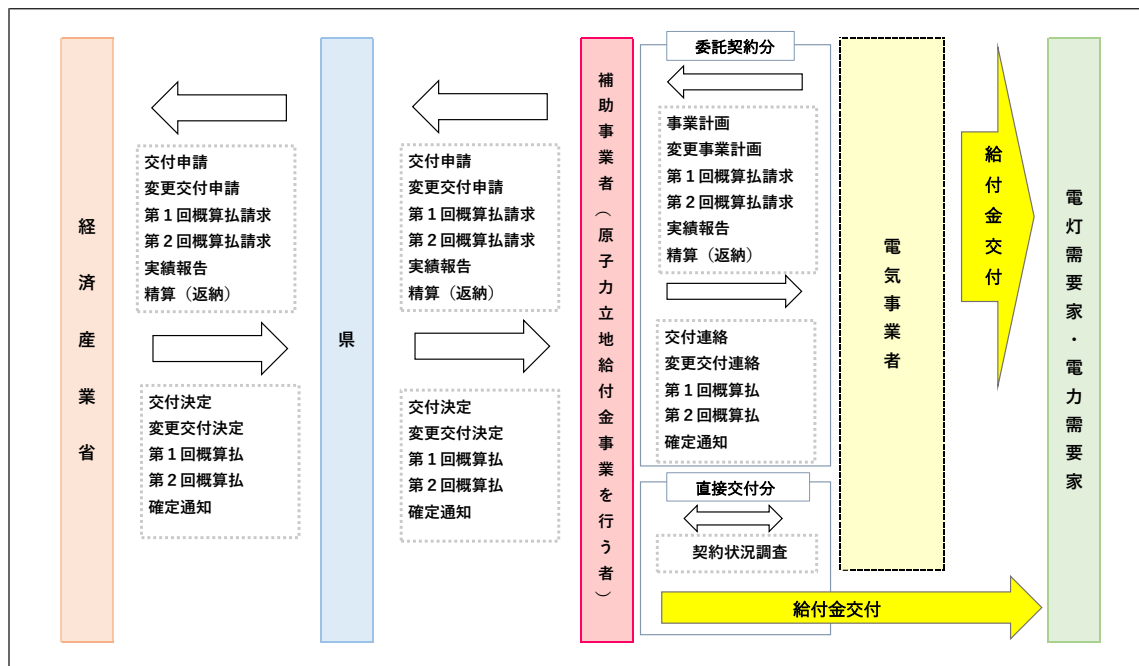
給付金(電灯)単価×12（月）

○電力需要家の場合（原則・一契約当たり）

〔電力単価(電灯単価×1/2(円未満切捨))×契約kW数〕(円未満切捨)×12（月）

※給付金単価は、交付規則第9条の各号等により算定する。

2. 事業スキーム



Ⅲ. 業務内容

※時期については、事業の執行状況により変更となる可能性があります。

※交付規則、運用通達等に改正があった場合はその改正内容に対応するものとします。

交付規則、運用通達、交付要綱及び交付要領等に基づき、適正、円滑な給付金交付事務を行う（一部、小売電気事業者等に交付業務を委託する場合を含む）。

1. 交付申請

(1) 事業計画書作成

- ・小売電気事業者等の事業計画書（基準日の見込契約口数・kW数）を市町村別に取りまとめる。

(2) 交付申請書提出（4月1日）

- ・交付規則、運用通達、交付要綱、交付要領等の改正事項を確認し、県の様式に従い、交付申請書を作成し提出

(3) 交付決定通知受理

2. 新電力（小売電気事業者）対応

(1) 新規新電力（小売電気事業者）把握（4月～10月）

- ・国への届出事業者及び送電端供給実績のある新電力（小売電気事業者）を把握

(2) 交付対象地域での需給契約の確認調査（10月～11月）

- ・調査票等の資料を作成し、新電力（小売電気事業者）に郵送し、調査票を回収、とりまとめ

(3) 需給契約のある事業者対応（4月～1月）

- ・制度の概要説明等を行い、委託契約の締結等を実施

3. 第1回概算払（7月～12月）

(1) 小売電気事業者等に概算払請求書の提出依頼

- ・小売電気事業者等に事業計画額（給付金＋委託費）の90%以内で提出を依頼

(2) 小売電気事業者等の概算払請求書とりまとめ

(3) 県に概算払請求書提出

- ・県様式に従い、概算払請求書を作成し提出

(4) 概算金額の入金～送金

- ・県から入金後、すみやかに小売電気事業者等に送金（12月末までに完了）

4. 原子力立地給付金等交付（10月～3月）

基準日（10月1日）後、概ね10月下旬から翌年3月31日までに交付を予定する。

(1) 交付単価・対象地域の最終確認（9月）

- ・8月末日における新增設や廃炉等の変更事項の有無を確認
- ・市町村合併等に伴う、交付対象地域の変更の有無を確認

- (2) 交付対象者へ原子力立地給付金等を交付
- (3) 交付に伴う関係先（県、市町村等）及び一般需要家からの問い合わせ対応

5. 変更交付申請（12月～1月）

- (1) 変更事業計画書作成
 - ・小売電気事業者等の変更事業計画書（基準日の見込契約口数・kW数）を市町村別に取りまとめ
- (2) 交付申請書提出
 - ・変更事項を確認し、県の様式に従い、交付申請書を作成し提出
- (3) 変更交付決定通知受理

6. 現地調査（1月～2月）

原子力立地給付金等交付事務の適正な執行状況を確認することを目的に、小売電気事業者等の本店・支店・営業所で実施

- (1) 関係先との日程調整
- (2) 調査内容確定（調査項目・サンプル需要家抽出）
- (3) 調査内容
 - ・総括調査 給付金等交付状況について総括的に内容を確認する
 - ・サンプリング調査（対象市町村から抽出したサンプル需要家に対して、適正に交付されているか確認）
 - ・交付規則・運用通達の変更事項等について、適正に処理されているか確認 等

7. 第2回概算払（2月～3月）

- (1) 小売電気事業者等に概算払請求書の提出依頼
 - ・変更事業計画額から既に受領した第1回概算払額を除いた額を算定し、請求書を作成し提出依頼
- (2) 小売電気事業者等の概算払請求書とりまとめ
- (3) 県に概算払請求書提出
 - ・県様式に従い、概算払請求書を作成し提出
- (4) 概算払いの受領～送金
 - ・県から入金後、速やかに小売電気事業者等に送金（3月末までに完了）

8. 実績報告（3月～4月）

- (1) 小売電気事業者等の実績報告書の提出依頼
 - ・交付単価、計算式等を入力した様式を作成して提出依頼
- (2) 小売電気事業者等の実績報告書とりまとめ
 - ・小売電気事業者等の実績報告書を受領し、給付金及び委託費について帳票等により支出内容を精査
 - 給付金：各市町村別の単価・需要家数・金額等の内容を精査
 - 事務費：委託事務経費の適正・金額等を精査

(3) 県に実績報告書提出

- ・ 県の様式に従い、給付金及び一般事務費をとりまとめて実績報告書を作成し、提出

9. 確定検査（4月）

- (1) 補助事業者による小売電気事業者等への確定検査
- (2) 県による補助事業者への確定検査

10. 超過補助金の返納（5月）

- (1) 県から確定通知及び補助金返還通知受理
 - ・ 確定通知及び超過補助金の返還通知受理
- (2) 小売電気事業者等に確定通知・超過補助金返納通知
 - ・ 確定通知及び超過補助金の返納通知発送
- (3) 超過補助金の返納
 - ・ 小売電気事業者等から返納を受け、県に超過補助金を返還

11. その他

- (1) 業務打合せ（適宜）
 - ・ 進捗状況の報告や業務課題等の業務打合せを行う。
- (2) 委託契約書締結
 - ・ 給付金業務を適正・円滑に実施できるように小売電気事業者等との委託契約書を締結する。
- (3) 課税庁による差押え対応（8月～12月）
 - ・ 国税徴収法による強制徴収権限を有する課税当局では、補助事業者が電気の需要家に交付する原子力立地給付金等について、その支払が未了である間は、需要家が補助事業者に対して有する債権と捉え、需要家に税の滞納がある場合、当該滞納者に対する債務者として補助事業者を対象に調査並びに差押を行うことがある。
- (4) 過年度補助金の返還対応
 - ・ 過年度に遡及した電力契約の齟齬（契約kWの変更）や郵便払出証書の戻り等により、過年度の給付金に係る返還処理を行う。
- (5) 制作物等
 - ① 交付対象市町村の町域表示一覧作成
 - ・ 市町村合併による交付対象地域を判定するための情報を関係自治体から入手し、町域表示一覧を作成する。
 - ② 原子力立地給付金等のPR原稿作成
 - ・ 必要に応じて、小売電気事業者等や電気の需要家向けの原子力立地給付金等の案内チラシを作成する。
 - ・ 必要に応じて、関係自治体向けの市町村広報誌等への掲載原稿を作成する。
 - ③ 民営化等による国・県施設の交付判定
 - ・ 国及び県施設の独法化や指定管理者への移管等の情報把握に努める。

IV. 応募書類様式

様式第 1 号

文 書 番 号
令和 年 月 日

青森県知事 宮下 宗一郎 殿

住 所
名 称
代表者名

印

令和 7 年度青森県原子力立地給付金等交付事業の公募に係る書類の提出について

令和 年 月 日付けで公募のありました標記事業について、下記の書類を添えて応募いたします。

記

- 1.
- 2.
- 3.
- 4.
- 5.

応募者概要

1. 応募者概要

団 体 名 称	
住 所	〒
実 施 部 署 名	
担 当 者 名	
電 話	
F A X	
メールアドレス	

2. 実施体制（委託先も含めた実施体制を記載）

青森県原子力立地給付金等交付事業実施計画書

- ・ 交付規則及び運用通達等を熟読の上、下記の項目に記載して下さい。
- ・ ページ数の制限は特にありません。

1. 交付対象地域（公募要領の記載内容を表示） 市町村名（旧市町村名） 交付規則第 9 条の選択措置 ① 〇〇市（旧〇〇〇） ② 〇〇市（旧〇〇〇） ...
2. 交付対象者 ※交付規則、運用通達等に基づき記載 (1) 電灯需要家 (2) 電力需要家 (3) 交付対象から除かれる需要家 等
3. 交付金額 ※交付規則、運用通達等に基づき記載 (1) 市町村別交付単価 ・ 上記「1. 交付対象地域」の地域別の交付単価及び算定式を記載 (2) 給付金額の算定方法 ・ 給付金額の算定式を記載
4. 交付時期及び交付方法
5. 不交付の場合の措置 ・ 交付不能及び受領辞退等による不交付の際の対応を記載
6. 小売電気事業者等との協働体制 ・ 小売電気事業者等との協働体制について記載 （小売電気事業者等との業務連携を示す書類があれば添付すること）
7. 個人情報の管理 ・ 個人情報の管理について記載 （個人情報の取り扱いを定めた規定があれば添付すること）
8. 年間業務スケジュール ・ 年間の業務内容を記載したスケジュール表を作成（様式は任意）
9. その他 ・ 上記以外で、事業を行う上で特記する事項等あれば記載

青森県原子力立地給付金等交付事業収支計画書

1 収入

区 分	予算額（円）	内 容
県補助金		原子力立地給付金等 円 一般事務費 円
自己資金		
その他		
合 計		

2 支出

・原子力立地給付金等

区 分	内 容	予算額（円）	積算内訳
給付金	電灯需要家 電力需要家		別添のとおり

・一般事務費

区 分	内 容	予算額（円）	積算内訳
人件費			
旅費			
会議費			
印刷費			
消耗品費			
通信運搬費・配布手数料			
振込・給付金交付手数料			
事務機・電算機処理費			
システムプログラム開発費			
諸経費			
合 計			